

資格審査申請書提出後の注意事項

(建設工事用)

申請書提出後に下記事項につき、変更があったときは、必ず変更届を提出してください。(様式は任意ですが、余白部分に管理番号を朱記してください。郵送可)

変更事項	添付書類
住所変更	登記事項証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合)
社名変更	登記事項証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合) 印鑑証明書(写し)・使用印鑑届
代表者変更	登記事項証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合)
資本金変更	登記事項証明書(写し)
委任関係変更	委任状
組織変更	登記事項証明書(写し)・使用印鑑届・印鑑証明書(写し) 許可(登録)証明書(写し)
登録更新	更新証明書(写し)
登録変更	登録証明書(写し)
実印変更	印鑑証明書(写し)・委任状(必要と認められる場合)
使用印変更	新旧印影・委任状(必要と認められる場合)
廃業	様式任意
休業	様式任意
電話番号変更	様式任意

届出が不要な事項

次に掲げるような事項の変更は、原則として届出の必要はありません。

代表者以外の役員の変更

契約締結権限のない支店等の新設等

注意事項

次の場合は、事前に監理課へ照会してください。

合併、営業権譲渡、破産による解散等

その他判断しがたい場合